

## 1. 第5回口頭弁論

- ・ 9月4日（月）11時～11時30分
- ・ 奈良地裁101大法廷、裁判官：木太伸広氏
- ・ 原告弁護団 佐藤真理、白井 啓太郎、安藤昌司、辰巳創史、星 雄介、山下悠太 各弁護士
- ・ 被告NHK弁護団 3名
- ・ 原告席着席者5名、傍聴者67名
- ・ 他府県からの参加：大阪、京都、兵庫、滋賀
- ・ 原告意見陳述

### (1) 山下弁護士が次の4点について陳述（意見陳述書添付）

- ① 受信料の法的性質について：NHKの主張する「特殊な負担金」は1964年の臨時放送制度調査会で使えられた言葉に過ぎず、法律に明言されていない。また最高裁判例もない。受信料はサービスの利用料と捉えるのが自然である
- ② 放送法第4条の二面的性質について：国家に対しては法的義務ではなく、倫理的義務を定めたものである。国民に対しては法的義務である。
- ③ 放送受信契約の契約書の記載について：契約書には、「**放送法、放送受信規約**により放送受信契約を締結します。」と記載されており、視聴者はこの項目に○を付けて提出することになっている。この契約体裁からも、NHKは、放送法を遵守する義務を、一人一人の視聴者に負っている。
- ④ 新たな受信料徴収方法について：現在NHK受信料制度等検討委員会で、新たな受信料徴収方法が検討されており、受信料支払い率を向上させるために、電力会社などに居住者情報を照会し、そこで入手した情報を利用して、受信契約締結を求め、受信料を徴収するという制度が検討されている。受信料支払い率向上のためには、放送法第4条を遵守し、国民のNHKに対する不信感を拭うことが第一義的にやるべきことで、いたずらに徴収方法を強化することが抜本的解決にはならない。

### (2) 安藤弁護士がNHKの放送法違反事例として、加計学園問題報道を陳述（意見陳述書添付）

- ① 「官邸の最高レベルが言っていること」などとの記載のある、文科省と内閣府間の文書を朝日新聞報道（5月17日）よりも早い時点（5月16日）で把握し、「ニュースチェック11」で報道したが、肝心の「官邸の最高レベルが言っていること」を黒塗りとした。
- ② NHKは前川前事務次官インタビューを行ったにもかかわらず、現在に至るまでこのインタビューは放送されていない。
- ③ クローズアップ現代+における報道では、新たな文書の存在を報道するなど評価できる側面があった一方、番組後半で、政治部記者が「(国家戦略特区の手続きに)間違いが起きるはずがない」などの官邸の方針に沿う解説を行った。
- ④ NHKは「放送法を遵守した放送をしている」ことを主張すべきであり、視聴者の声を代表する原告らの声に真摯に向き合うことを強く望む。

### ・ 裁判官と佐藤弁護団長との議論

#### (1) 裁判官から、原告側は今後の主張をどう進めるかとの質問に、以下のように答えた。

- ① 8月25日付のNHK準備書面(3)において「原告らの確認請求には確認の利益が欠けている」として、訴えの却下が主張されている。これに反論する。
- ② 憲法論を出す。憲法21条、13条、19条に関わる主張をする。
- ③ 慰謝料請求の問題について、各原告の慰謝料請求事由を出していく。

- ④ 最高裁大法廷で、受信契約をしていない人に受信料を請求できるかどうかについて、10月に口頭弁論が開かれ、判決が出されることになっているが、場合によっては、その判決を受けて、主張すべき事項が出てくるかもしれない。
- ⑤ 上のはじめの3点を中心に主張していく、それらの主張が出揃えば立証尋問を考えておりその準備も進めている。
- (2) 裁判官から、原告の方にも確認の利益について、主張を求めたとの説明があり、これから準備すると回答した。
- (3) 憲法論について、裁判官と弁護団長との間で若干の議論がなされたが、弁護団長は、受信契約の内容、放送法の性格などと憲法を合わせ、これまで主張してきたことを憲法的に裏付ける主張をしていきたいと答えた。
- (4) そのほか、裁判官から、確認訴訟の適合性と憲法論がどう結びつくか、各原告が慰謝料請求理由を出すことについての疑問が提示された。

## 2. 裁判報告会 佐藤真理弁護団長 参加者 78名、教育会館 4F 大会議室

- ・NHKは早く終わりたい、裁判官も早く結審したいと考えている。そうさせないために、我々は今後の予定として、①NHKの主張している「訴えの却下」への反論、②憲法論、③原告ごとの慰謝料請求事由の3点を、2ないし3回の弁論で主張していく。
- ・憲法論については、土屋先生の著書、梓澤弁護士の裁判闘争の事例（参考資料入手済み）などを参考に憲法論を展開していく。
- ・各原告の慰謝料請求事由については、アンケートを行いその中から原告陳述をしてもらう。
- ・3次集団提訴（原告22名）を先日9月1日に出した。1次46名、2次58名併せて126名の原告団になった。これで一応まとめることにする。合議体への併合を求めていく。
- ・我々の闘いは、NHKの放送を国民の手に取り戻そうという位置づけで、高邁な理想を掲げた訴訟であるが、困難な闘いである。他府県でも同様の提訴を期待したい。

## 3. 講演会 白井啓太郎弁護士 テーマ“森友、加計疑惑とマスメディア”

- ・森友問題、加計問題の経緯について詳細資料に基づき説明し、森友問題の核心は、大幅な減額の根拠となった、3メートル以深のゴミの存在と近畿財務局などの官僚による背任行為の有無である。この点についてマスメディアは徹底的に追求すべきである。「国有地低額壊土の真相解明を求める弁護士・研究者の会」が大阪地検特捜部に背任罪、証拠隠滅罪で告発した（7月13日）。このことについては、メディア、NHKもかなり熱心に取材に来ている。3時とか6時のニュースで報道されることが多い。
- ・加計問題では、問題の本質は曖昧だと思う。補助金では金額的に森友問題の比ではないが、違法性がはっきりしていなくて、その解明はハードルが高い。マスメディアの問題としては、読売新聞が、前川前事務次官の記者会見（5月25日）の三日（5月22日）に前川氏の出会い系バー通いを報じたことである。「官邸の関与」が露骨にあったものであって危機的な問題である。読売新聞の末端の記者は、これはひどいと言っている。NHKが、最初に前川氏に取材したインタビューを未だに報じていないことも問題である。なぜ放送しなかったのかの検証が必要である。
- ・インターネットについて、今回の裁判には出てこないが、今やインターネットの影響は無視できない。フェイクニュースは絶えず注意して見ていかなければならない。加計学園問題のネット上の反応をまとめた。安倍首相の応援団的な人たちは、都合の悪いニュースは、マスコミが敢えて問題にしいるとして、マスコミに攻撃的である。これに対する批判の仕方、批判する側を確保することが、これから重要になってくる。

## §. 次回口頭弁論期日 12月4日（月）11時～